

東レ健康保険組合が認める「直接的必要経費」一覧表

【自営業者の収入について】

- ◎健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円（60歳以上の人ならびに障害年金受給者は180万円）未満であり、いわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。
- ◎健康保険法における自営業者等の収入については『総収入から「※直接的必要経費」を差し引いた額』となっています。（なお、給与収入者については「総収入」にて判断することとなり、必要経費は一切認められておりません。
※直接的必要経費とは、「生産活動に要する原材料等の費用」（具体的にはケーキ屋さんの小麦粉・卵等）

- 東レ健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書（または「青色申告決算書」）の各経費別に定めています。（詳細は以下「一覧表」参照）「収支内訳書」（または「青色申告決算書」）の「収入金額」から、各「経費」の額を差し引いて、収入を計算して下さい。

【一覧表】

- ・・・直接的必要経費として認められる経費
 - △・・・条件（備考を参照）付で直接的必要経費として認める経費
 - ×・・・直接的必要系として認めない経費
- ※経費項目欄が「○」の経費は、原則裏づけとなる資料の添付は不要ですが、必要に応じてお願いする場合があります。
- ※経費項目欄が「△」の経費は、必要に応じて「直接的必要経費申告書」を提出して下さい。
- ※経費項目欄にない経費については「雑費」と同様に扱います。

（一般所得用）

経費項目	認定可否	備 考
給与賃金	×	
外注工事	○	
減価償却費	△	原則、認められません。ただし、当該年度に購入したものについては、その内容を申告（※証明（証拠）書類を添付のうえ）いただいた場合に限り、個別判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」により自己申告して下さい。※領収書等（「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。）
貸倒金	×	
地代家賃	△	収支内訳書の「住所」と「事業所所在地」が同一の場合は、用途（事業用・自宅用）混在により50%（小数点以下切り捨て）のみ直接的必要経費として認めます。
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所所在地」が同一の場合は、用途（事業用・自宅用）混在により50%（小数点以下切り捨て）のみ直接的必要経費として認めます。
旅費交通費	○	ただし、通勤に伴う費用は直接的必要経費として認めません。混在している場合は「直接的必要経費申告書」にて、自己申告して下さい。
通信費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所所在地」が同一の場合は、用途（事業用・自宅用）混在により50%（小数点以下切り捨て）のみ直接的必要経費として認めます。
広告宣伝費	○	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	○	
消耗品費	△	用途（事業用・自宅用）混在の場合に、自宅用は直接的必要経費とは認めません。混在している場合は「直接的必要経費申告書」にてご申告下さい。ご申告が無かった場合は、全額直接的必要経費として認められません。
福利厚生費	×	
雑費	△	原則、認められません。ただし、その内容を申告（※証明（証拠）書類を添付のうえ）いただいた場合に限り、個別判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」により自己申告して下さい。※領収書等（「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。）
税法上の特別控除	×	

(農業所得用)

経費項目	認定可否	備 考
雇入費	×	
小作料・賃借料	○	
減価償却費	△	原則、認められません。ただし、当該年度に購入したものについては、その内容を申告（※証明（証拠）書類を添付のうえ）いただいた場合に限り、個別判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」により自己申告して下さい。※領収書等（「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。）
貸倒金	×	
利子割引料	×	
租税公課	×	
種苗費	○	
素畜費	○	
肥料費	○	
飼育費	○	
農具費	○	
農薬衛生費	○	
諸材料費	○	
修繕費	○	
動力光熱費	△	「住居用」と「事業用」が混在している場合は、50%（小数点以下切り捨て）のみ直接的必要経費として認めます。混在している場合は「直接的必要経費申告書」にて、自己申告して下さい。
作業用衣料費	○	
農具共済掛金	△	原則、認められません。ただし、任意加入ではなく加入が義務付けられているものについては、その内容を申告（※証明（証拠）書類を添付のうえ）いただいた場合に限り、個別判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」により、ご申告下さい。※領収書等（「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。）
荷造運賃手数料	○	
土地改良費	○	
雑費	△	原則、認められません。ただし、その内容を申告（※証明（証拠）書類を添付のうえ）いただいた場合に限り、個別判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」により自己申告して下さい。※領収書等（「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。）
農産物以外の棚卸高	×	
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	×	
㊦所得金額のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	×	
税法上の特別控除	×	

(不動産所得用)

経費項目	認定可否	備 考
給与賃金	×	
減価償却費	△	原則、認められません。ただし、当該年度に購入したものについては、その内容を申告（※証明（証拠）書類を添付のうえ）いただいた場合に限り、個別判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」により自己申告して下さい。※領収書等（「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。）
貸倒金	×	
地代家賃	△	「住居用」と「事業用」が混在している場合は、50%（小数点以下切り捨て）のみ直接的必要経費として認めます。混在している場合は「直接的必要経費申告書」にて、自己申告して下さい。
借入金利子	×	
租税公課	×	
損害保険料	×	
修繕費	○	
雑費	△	原則、認められません。ただし、その内容を申告（※証明（証拠）書類を添付のうえ）いただいた場合に限り、個別判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」により自己申告して下さい。※領収書等（「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。）
税法上の特別控除	×	